

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成23年3月9日（水）
午後1時30分～午後2時50分
場所 第1委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員
添田委員 原委員 三橋委員
事務局 鐘ヶ江庶務課長 小島副主幹

委員長 委員会の目的はどうしますか。

委員 他の町の議会基本条例の目的を参考にしたらどうか。

委員 基本条例の目的ではなく、委員会の目的なので、「基本条例を制定すること」にした方がよい。

（「基本条例を制定すること」に決定）

委員長 委員の任期はいつまでにしますか。

委員 他の市町のを参考にして良いところをそのまま使えば簡単に出来る。短くても良いのではないか。

委員 単なる条例の制定だけでなく、現在ある先例確認事項にあるものも含めて検討することになると時間がかかる。

委員 条例では細かいことは謳えないので、規則や規定を合わせて作るべき。

（基本条例とは別に細かく規定を作ることに決定）

委員長 任期はどうなりますか。

委員 長めにとってじっくりやるべき。

委員 1年や2年かかる

委員 「基本条例制定まで」ではいけないか。

委員 漠然としているので、2年間が各常任委員会の任期なのでそれとあわせることにしたらどうか。

（任期は、各常任委員会に合わせ、「平成24年11月29日まで」に決定）

委員長 取り扱いはどうしますか。継続審査でよろしいですか。

委員 異議なし

委員長 特別委員会は傍聴可としますか。

委員 傍聴可とすべき。

（「傍聴可」に決定）

その他決定事項

- ・本委員会は定例として毎月1回開催とする。
(議会全員協議会が毎月25日の午後で開催されるので25日の午前10時から開催すること。また、必要に応じ、臨時会を開催する)
- ・本委員会の結果を議会全員協議会や議会に随時報告すること。
(25日午前中開催の分をその日の午後に報告はできないことを確認)
- ・本委員会の開催期日はホームページで公表すること。
- ・基本条例制定にあたっては、単に他市町のもの参考にするだけでなく、講演会や研修会なども行いながら進めること。また、先進市町への視察も行い実効性のある条例を目指すこと。